

一般社団法人日本小児神経学会 選挙管理委員会規則

第1条 委員会の目的

本委員会は理事、理事長選出のためにおかれる。

第2条 委員の任期

1. 委員長の任期は1期2年とし、再任を認めない。
2. 委員の任期は2期4年までとし、再任を認めない。
3. 委員長は原則として1期2年の任期を終えた委員から選出し、理事長が委嘱する。

第3条 定員

委員長1名、委員3名とする。委員は委員長が推薦し、理事長が委嘱する。

第4条 委員会

1. 本委員会は委員長が招集する。
2. 議事については議事録を作成する。
3. 選挙規定、実施要項に基づいて理事選挙、理事長選挙を実施する。

第5条 改廃

この規則の改廃は、委員会の議決を経て、担当理事が理事会に諮り理事会の承認を持って行うものとする。

附 則

この規則は、平成27年8月17日より施行する（平成27年8月17日理事会決議）